

芦屋町教育委員会会議録

令和6年第5回定例会

日 時 令和6年5月2日(木) 15時45分 ～ 16時45分

場 所 芦屋町役場3階 課長会議室

「出席委員」	委 員	長 戸 隆 弘
	委 員	井 上 弘 行
	委 員	森 山 真 奈 美
	委 員	佐 伯 慎 也
	教 育 長	三 柘 賢 二

「委員以外の出席者」	学校教育課長	木 本 拓 也
	生涯学習課長	本 石 美 香

「書 記」	学校教育係長	原 田 聡 太
-------	--------	---------

「議事日程」

第1 会期の日程

第2 会議録署名委員の指名

第3 教育長提出議案

議案第15号 令和6年度一般会計補正予算(第1号)〔教育委員会所管〕

議案第16号 令和6年度給食センター特別会計補正予算(第1号)

第4 協議事項

- 令和6年度学校訪問について
- 教職員のSNS等利用に関する基本方針について
- 芦屋町青少年問題協議会協議委員の届出について
- 芦屋町人権・同和教育研究協議会代表委員の推薦について
- 芦屋町男女共同参画審議会委員の推薦について
- 学校外の生活に起因する児童生徒に関する問題への対応について

第5 報告・連絡

- 令和6年度浜運動会(山鹿小学校)の実施について
- 令和6年度体育大会(芦屋中学校)の実施について
- 5月、6月の行事予定について

第6 その他

「開会宣告」

○教育長 ただいまから令和6年第5回芦屋町教育委員会定例会を開会します。

「会議録署名委員」

○教育長 本日の署名委員は、井上委員と佐伯委員にお願いします。

第3 教育長提出議案

●議案第15号 令和6年度一般会計補正予算（第1号）〔教育委員会所管〕

●議案第16号 令和6年度給食センター特別会計補正予算（第1号）

※議案第15号及び議案第16号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき公開しないものとする。（議会へ上程する案件のため）

— 満場一致で承認 —

第4 協議事項

●令和6年度学校訪問について

○教育長 令和6年度学校訪問について

○学校教育課長 （令和6年度学校訪問について説明※資料のとおり）

「概要」今年度の学校訪問について、昨年までの授業参観や教職員との意見交換に加え、給食の試食及び補充学習の様子も参観する方向で実施したいと考えています。実施時期については、学校側とも調整をしており、6月20日（木）から7月9日（火）までの間で実施したいと考えています。実施日については、教育委員の皆さんのご都合を確認した後に決定いたします。

なお、山鹿小学校のみ、教育事務所が行っている学校訪問と同日程で行うため午前中の開催となります。

○教育委員 給食の試食を行うのは、よいことだと思います。

○教育長 本日は定例会に先立ち、校長から学校経営についての説明を受けましたので、学校訪問では校務運営などの説明を受けることとなります。

給食の試食では皆さんに実費負担をお願いすることになりますが、給食の試食は全校で実施してはどうかと思います。よろしいでしょうか。

— 満場一致で承認 —

●教職員のSNS等利用に関する基本方針について

○教育長 教職員のSNS等利用に関する基本方針について

○学校教育課長 （教職員のSNS等利用に関する基本方針について説明※資料のとおり）

「概要」教職員のSNS等利用に関する基本方針を県が策定しましたので、それに準じた形で芦屋町でも策定するものです。主な内容は、学校管理下におい

て、校長の許可なしにはSNS等を利用した児童生徒への連絡は禁止することを基本としています。その他「福岡県教育委員会ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づいた対応をします。

○教育長 教職員のわいせつ行為の大部分が、SNS等を利用したものであるため、SNS等の使用を含め、校長の許可なく児童生徒を自分の車に乗せてはならないことなども盛り込んだ内容です。

○教育委員 保護者に対しては、何か通知されるのですか。

○教育長 この基本方針の内容を説明した文書を保護者向けに別途作成します。

○教育委員 教職員と保護者との連絡について、定めたものはありますか。

○教育長 この基本方針は、教職員のわいせつ行為の処分事例がSNS等に起因するものが多いため、児童生徒へのわいせつ事案に対応したものです。保護者の場合はまた別の問題もあります。

○教育委員 PTA活動をする中で、先生にLINEグループなどに入っただき、連絡を取り合うことがあります。この行為が基本方針に反してしまうのでしょうか。

○教育長 基本方針では、校長の許可なく勝手に行ってはいけないと定めていますので、必要であれば校長の許可を得れば良いことです。

○教育委員 現在、教師と児童生徒との間でSNS等により連絡をしている実態について把握されていますか。

○学校教育課長 特に調査は行っていません。

○教育長 実際そういった報告は一切受けていません。

●芦屋町青少年問題協議会協議委員の届出について

●芦屋町人権・同和教育研究協議会代表委員の推薦について

●芦屋町男女共同参画審議会委員の推薦について

○教育長 芦屋町青少年問題協議会協議委員の届出について、芦屋町人権・同和教育研究協議会代表委員の推薦について及び芦屋町男女共同参画審議会委員の推薦については、一括して説明してください。

○学校教育課長 芦屋町青少年問題協議会の協議委員の届出については、芦屋町青少年問題協議会設置条例第3条に基づき、三桝教育長を推薦したいと考えています。任期は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間です。

芦屋町人権・同和教育研究協議会の代表委員の推薦について、令和5年度は森山委員に務めていただいていたいました。皆さんのご異存がなければ、令和6年度も引き続き森山委員にお願いしたいと考えています。任期は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間です。

芦屋町男女共同参画審議会委員の推薦について、これまでは森山委員が審議委員をされてきました。ご異存がなければ、再度森山委員を推薦したいと考えています。任期は令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間です。

○教育長 委員の皆さんからご意見などはありますか。ないようでしたら、事務局の提案通り決定してよろしいでしょうか。

●学校外の生活に起因する児童生徒に関する問題への対応について

※本件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき公開しないものとする。(生徒指導上の案件のため)

— 満場一致で承認 —

第5 報告・連絡

●令和6年度浜運動会（山鹿小学校）の実施について

○教育長 令和6年度浜運動会（山鹿小学校）の実施について

○学校教育課長 令和6年度山鹿小学校の浜運動会について、日時は5月12日（日）午前9時30分開会、会場は柏原漁港広場です。当日は山鹿小学校から浜運動会会場まで行進があります。小学校を午前8時40分に出発します。

●令和6年度体育大会（芦屋中学校）の実施について

○教育長 令和6年度体育大会（芦屋中学校）の実施について

○学校教育課長 令和6年度芦屋中学校の体育大会について、日時は5月18日（土）午前9時30分開会です。今回はお昼を挟んでの1日開催となります。

○教育長 中学校体育大会は、例年9時に開会しておりましたが、お弁当の時間を設けるといふことがありますので、30分遅らせております。

●5月、6月の行事予定について

○教育長 5月、6月の行事予定について

○学校教育課長 （5月、6月の行事予定について説明 ※資料のとおり）

○生涯学習課長 （5月、6月の行事予定について説明 ※資料のとおり）

第6 その他

○教育長 事務局から何かありますか。

○学校教育課長 北九州地区市町教育委員会連絡協議会の総会及び研修会について、案内文が届きましたのでお配りしています。今回はオンラインで開催するとのことですので、当日は本庁32会議室に機器を準備いたします。

○生涯学習課長 毎年、芦屋釜・歴史文化課が作成しております、芦屋歴史の里・芦屋釜の里・ギャラリーあしやの文化行事年間スケジュールの今年度版ができましたので、皆さんにお配りさせていただきます。

○教育長 教育委員の皆さんから何かありましたら、お願いします。

○教育委員 学校でICT機器をどのように活用されているのかを観たいのですが、直接学校へ訪問することは可能でしょうか。

○教育長 学校へ連絡し、校長が了承すれば大丈夫です。その際、「ICTを活用している

様子を参観したい。教育委員会に話しています。」とっていただければと思います。

「閉会宣告」

6月の定例会は6月3日（月）午前10時から開催します。

7月の定例会は7月4日（木）午前10時から開催します。

— 閉会宣告 16時45分 —

会議録署名人 教 育 委 員

 教 育 委 員

 学校教育課長